

令和2年4月13日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰  
健保担当理事 倉岡 隆

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱  
に係る疑義解釈について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

神奈川県医師会理事より、標記の件について通知がまいりましたのでお知らせ致します。尚、今後この内容は変更されることがありますことをご承知おきください。

令和2年4月3日

神奈川県医師会  
健保委員会委員 殿

神奈川県医師会  
理事 石井 貴士

### 新型コロナウイルス感染症に対する診療報酬関連の通知について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大防止のため健保委員会が開催できない状況となっております。このような状況を考慮して、新型コロナウイルスに関する3月27日までに発出された関連通知について作成いたしましたのでご参照ください。

なお、内容は現時点での解釈であり、今後変更される場合がございます。

また、本文中にございます厚生局に照会中の部分につきましては回答が入り次第ご案内申し上げる予定ですので、ご了承ください。

※この資料は、健保委員会委員の参考資料としてご活用いただき、貴会会員へ案内する場合は、解釈が変更となる場合がある旨、ご周知ください。

連絡先:神奈川県医師会保険医療学術課 深澤  
〒231-0037 神奈川県横浜市中区富士見町3-1  
TEL 045 - 241 - 7000(代)  
FAX 045 - 241 - 1464  
e-mail:y-fukazawa@kanagawa.med.or.jp

## 1、電話や情報通信機器を用いた診察や処方箋の取り扱いについて (R2/2/28 事務連絡) ※7 ページ別添 2

この事務連絡が嚆矢になっております。ポイントを下記に記します。

従前の電話再診では処方箋発行は不可であった。今回特例として、慢性疾患等で定期的に受診している患者等について、電話による診察（もしくはオンライン診療）でこれまでも当該患者に対して処方されていた薬に対し処方箋を発行できるようになった。

医療機関は処方箋情報をファクシミリ等により、患者が希望する薬局に送付する。

### ● 1 : 具体的な算定方法は？

電話再診料 (73) + 処方箋料 (28~68)

### ● 2 : 併算定できる項目は

再診料の加算として

- ・明細書発行体制加算 (1)
- ・時間外・休日・深夜加算 (65・190・420)
- ・夜間早朝加算 (50)
- ・時間外対応加算 1.2.3 (5・3・1)
- ・乳幼児加算 (38)

処方箋料の加算として

- ・一般名処方加算 1.2 (6・4)

### ● 3 : 併算定できない項目

- ・外来管理加算
- ・地域包括診療加算 1.2
- ・各種管理料 (3月27日事務連絡により一部管理料は電話再診でもオンライン管理料は算定可能となっています。後述します)
- ・特定疾患処方管理加算 1.2 (18.66)

この後、疑義解釈が多数発出されております。その中でポイントとなる重要と思われる項目を示します(重要度や流れを考慮し一部発出順を不同にしてあります)。

### ● 4 : 院内処方を行なっている医療機関に関して

院外処方の取り扱い同様、慢性疾患等で定期的に受診している患者等について、電話による診察（もしくはオンライン診療）でこれまでも当該患者に対して処方されていた薬に対し電話等再診料、調剤料、処方料、調剤技術基本料

を算定できる。

● 5：在宅関連

過去3ヶ月以内に在宅療養指導管理料を算定した慢性疾患等を有する定期受診の患者について、電話等にて診察した場合について。

衛生材料・保険医療材料を支給し、在宅療養の方法や緊急時の措置等に関する指導内容や支給衛生材料の量等を診療録に記載した場合、在宅療養指導管理料・在宅療養指導管理材料加算を算定できる。材料は患者、家族等に直接支給することを原則とするが、患者の看護に当たる者がいない等の理由により困難な場合は、当該理由を診療録に記載するとともに患者宅に郵送して差し支えない。

● 6：慢性疾患等を有する定期受診患者等に対する治療等について

・これまでと同様の薬剤の処方については上述の通り。

・発症が容易に予測される症状の変化に対する処方について

当該患者の原疾患により発症が容易に予測される症状の変化に対して、これまで処方されていない慢性疾患治療薬を電話等を用いた診察で処方することも可能である。この場合、電話等を用いた診療により生じる不利益、発症が容易に予測される症状の変化、処方する医薬品等について患者に説明し、その内容を診療録に記載する事。なお本事務連絡の取り扱い廃止後は対面診療を行う事。

● 7：地域包括診療加算・地域包括診療料の施設基準に規定する慢性疾患の指導にかかる適切な研修について、2年毎の届出が必要とされているが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、研修が中止される等のやむを得ない事情により、研修に係る算定要件を満たせない場合の取り扱い。

届出を辞退する必要はなく、引き続き算定可能である。ただし研修が受けられるようになった場合には、速やかに研修を受講し遅滞なく届出を行うこと。

● 8：往診について

保険医療機関の所在地と患者の所在地との距離が16キロメートルを超える往診又は訪問診療は、絶対的な理由がある場合には認められることとされている。自宅で療養する新型コロナ感染症患者に往診が必要な場合であって、対応可能な医療機関が近隣に近在しない場合や、対応可能な医療機関が近隣に存在していても往診を行っていない場合には、16キロメートルを超える往診等を必要とする絶対的理由に含まれ往診は可能である。

● 9 : 確認中の事項

3月27日事務連絡※6 ページ記載

問1 事務連絡により、慢性疾患を有する定期受診患者に対して、電話や情報通信機器を用いた診療及び処方を行うことが可能とされた。この場合であって、当該患者に対し、電話や情報通信機器を用いた診療を行う以前より、対面診療において診療計画等に基づき療養上の管理を行っており、電話や情報通信機器を用いた診療においても当該計画等に基づく管理を行った場合、どのような取扱いとなるか。

(答)

電話や情報通信機器を用いた診療を行う以前より、対面診療において診療計画等に基づき療養上の管理を行い、「情報通信機器を用いた場合」が注に規定されている管理料等を算定していた患者に対して、電話や情報通信機器を用いた診療においても当該計画等に基づく管理を行う場合は、当該管理料等の注に規定する「情報通信機器を用いた場合」の点数を算定できる。

なお、当該管理を行う場合、対面診療の際の診療計画等については、必要な見直しを行うこと。

以下の点を厚生局に照会中です。

- ・オンライン診療料に係る届出を行なっていないかとも時限的に算定可能なのか？
- ・電話のみによる対応で算定可能なのか？
- ・情報通信機器を用いた場合の管理料は、「次の対面診療をした受診月に算定できる」となっているが、新型コロナウイルスの場合は、特例として、その時点で請求可か？
- ・算定はいつから可能か（3月27日(文書発出日)、4月1日なのか)。また、3月に遡及して算定可能か。

◎もし可能であれば例として

今まで特定疾患療養管理料を算定していた患者に、電話を用いて診察し処方箋を交付した場合

電話再診料+処方箋料+情報通信機器を用いた場合の管理料(月1回100点)

の算定が可能となります。

・情報通信機器を用いた管理料が規定されている管理料

特定疾患療養管理料・小児科療養指導料・てんかん指導料・難病外来指導管理料・糖尿病透析予防指導管理料・地域包括診療料・認知症地域包括診療料・生活習慣病管理料

厚生局から回答が入り次第、速やかに通知を發出いたします。

令和2年4月10日

神奈川県医師会  
健保委員会委員 殿

神奈川県医師会  
理事 石井 貴士

4月3日に発送させていただきました、新型コロナウイルス感染症に対する診療報酬関連の通知について、厚生局へ照会中の内容について、日本医師会医療保険課に確認したところ、下記のとおり回答がございましたのでお知らせいたします。

●確認中の事項

問1 事務連絡により、慢性疾患を有する定期受診患者に対して、電話や情報通信機器を用いた診療及び処方を行うことが可能とされた。この場合であって、当該患者に対し、電話や情報通信機器を用いた診療を行う以前より、対面診療において診療計画等に基づき療養上の管理を行っており、電話や情報通信機器を用いた診療においても当該計画等に基づく管理を行った場合、どのような取扱いとなるか。

(答)

電話や情報通信機器を用いた診療を行う以前より、対面診療において診療計画等に基づき療養上の管理を行い、「情報通信機器を用いた場合」が注に規定されている管理料等を算定していた患者に対して、電話や情報通信機器を用いた診療においても当該計画等に基づく管理を行う場合は、当該管理料等の注に規定する「情報通信機器を用いた場合」の点数を算定できる。

なお、当該管理を行う場合、対面診療の際の診療計画等については、必要な見直しを行うこと。

以下の点について日本医師会医療保険課の回答。

- ・オンライン診療料に係る届出を行なっていないくとも時限的に算定可能なのか？

回答：特例措置により算定可能。

情報通信機器を用いた管理料が規定されている管理料

特定疾患療養管理料・小児科療養指導料・てんかん指導料・難病外来指導管理料・糖尿病透析予防指導管理料・地域包括診療料・認知症地域包括診療料・生活習慣病管理料

注意：例として、特定疾患療養管理料であれば225点にさらに100点を加算するということではなく、情報通信機器を用いた場合の100点のみが算定可能。

- ・電話のみによる対応で算定可能なのか？

回答：特例措置により算定可能。

- ・情報通信機器を用いた場合の管理料は、「次の対面診療をした受診月に算定できる」となっているが、新型コロナウイルスの場合は、特例として、その時点で請求可か？

回答：特例措置により算定可能。

- ・算定はいつから可能か（3月27日(文書発出日)、4月1日なのか)。また、3月に遡及して算定可能か。

回答：3月27日から算定可能。